

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

名古屋市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者に対する特定医療費の支給認定、支給認定及び申請内容の変更、特定医療費の給付、他の法令による給付との調整、指定医・指定医療機関等に関する管理業務を行う。 また同法に基づく指定難病要支援者証明事業として、難病患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する。 なお特定個人情報ファイルは、同法の規定に従い、特定医療費の支給認定事務の際の患者の負担上限月額算定の算定及び支給情報の管理に使用し、また情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報)を取得する。
③システムの名称	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び同法別表131の項 ・番号利用法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表の158の項。 <情報提供> ・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法情報提供省令第2条の表の14、18、42、77、80、113、125、144、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
②所属長の役職名	障害企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課 052-972-2632
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	デジタル庁が策定した「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請者からマイナンバーの提供を受け、個人番号の真正性確認を行うことを原則とするが、申請者からマイナンバーが得られない場合、本市に住所のない者については、基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による住基ネット照会を行って、マイナンバーとの紐付けを行い、本市に住所がある者についても、同じく基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による住民基本台帳情報の確認を行うことで、適切に本人を特定を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

變更值所

[illegible]